

平成26年10月
第1委員協議会報告資料

国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」
の取組みについて

1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

福岡市は、平成25年8月12日から同年9月11日にかけて国が実施した国家戦略特別区域の提案募集に、福岡地域戦略推進協議会と共同で「グローバルスタートアップ国家戦略特区」の提案を行い、242の自治体・民間事業者の中から、東京圏、関西圏などともに全国で6つの国家戦略特別区域の一つとして指定を受けている。

2 経緯（国家戦略特区指定以降～）

- H26. 5. 1 国家戦略特別区域を定める政令の公布・施行及び区域方針の決定
- H26. 5. 12 第5回 国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」）開催
国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」）運営の基本的考え方などについて協議
- H26. 5. 21 国が特定事業者の公募を実施（～H26. 6. 3）
- H26. 6. 17 第6回 諮問会議開催。特定事業者の応募状況を公表
- **H26. 6. 20 福岡市議会（6月議会）開会（～H26. 6. 30）**
各常任委員会（6. 26-27）に福岡市の国家戦略特別区域の状況について報告
- **H26. 6. 28 第1回 区域会議**開催（後掲3参照）
- H26. 7. 18 国が国家戦略特別区域法に基づき、特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定め、当該申出の受付を実施（～H26. 7. 31。結果は該当なし）
- **H26. 9. 9 第7回 諮問会議**開催
エリアマネジメントに係る道路法の特例を盛り込んだ区域計画を諮問し、同日内閣総理大臣認定
- **H26. 9. 25 第2回 区域会議**開催（後掲4参照）
- **H26. 9. 30 第8回 諮問会議**開催
雇用労働相談センターの設置を盛り込んだ区域計画を諮問し、同日内閣総理大臣認定

3 第1回区域会議（H26. 6. 28）の概要

(1) 出席者

新藤義孝国家戦略特別区域担当大臣、高島宗一郎福岡市長、中村耕二 We Love 天神協議会会長、小泉進次郎内閣府大臣政務官、竹中平蔵諮問会議有識者議員

(2) 議事の概要

ア 区域計画素案について (※1)

国家戦略特区の名称などのほか、次の事項を記載した区域計画素案について協議

- ① エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）
- ② 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置
- ③ 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等 (※2)

イ その他

- ① ア③のほか、別途福岡市より追加の規制の特例措置等を提案 (※2)
- ② その他意見交換など

(※1) 平成26年9月9日開催の第7回諮問会議において、区域計画素案のうち特区の名称（「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」）及び特定事業の内容（エリアマネジメントに係る道路法の特例）を盛り込んだ区域計画が諮問され、同日内閣総理大臣により認定された。

(※2) これらの内容及び現在の進捗状況については、後掲4参照

4 第2回区域会議（H26.9.25）の概要

(1) 出席者

石破茂国家戦略特区担当大臣，高島宗一郎福岡市長，麻生泰福岡地域戦略推進協議会会長，平将明内閣府副大臣，西村康稔内閣府副大臣，原英史国家戦略特区WG委員

(2) 議事の概要

ア 認定申請を行う区域計画（案）について

「雇用労働相談センター」の設置主体，設置場所，実施体制，事業内容等を盛り込んだ区域計画（案）を協議・決定 (※3)

イ その他（追加の規制改革事項など）

- ① 第1回区域会議で提案された追加の規制改革事項等の進捗状況について事務局より報告（別紙1参照）
- ② 福岡市より，国家戦略特別区域法に基づく国家戦略住宅整備事業の活用等について提案（別紙2参照）
- ③ その他意見交換など

(※3) 平成26年9月30日開催の第8回諮問会議に区域計画が諮問され，同日内閣総理大臣により認定された（同センターの開設は11月中の予定）。

第 1 回区域会議において提案された追加規制改革事項等の進捗状況

	事項名	概要	進捗状況
1	外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ	外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準（500万円以上）を引き下げ、法令へ記載する等の透明性向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みをつくる。	国において法令上の措置を検討中
2	法人設立手続きの簡素化・迅速化	グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続きのワンストップ化や簡素化を行う。	臨時国会への法案提出に向けて調整中
3	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務（サービス）」にも拡大する。	国において実施できる方向で検討中 (年内に結論)
4	雇用保険給付の拡大	会社を退職し、創業準備に専念している者について、一定の条件のもとに雇用保険法に定める労働の意思を有するものとみなして保険給付を行う。	厚生労働省より通知発出（創業活動中も給付対象となりうることを明確化）
5	創業期の企業におけるインターンシップの活用	企業がインターンシップで取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用できる期間に関する申し合わせを、創業期の企業に限り除外する。	国において検討中 (年内に結論)
6	出入国手続きの迅速化	MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みをつくる。	入管手続きの迅速化につき、可能な措置から逐次実施
7	航空法高さ制限のエリア単位での緩和	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限の緩和承認について、計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、一定の地区単位における航空法の高さ制限の緩和承認（高さの事前明示）が得られるように運用の改善を行う。	エリア一体の高さの目安を速やかに提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めることとする（次期区域会議を目途に措置）
8	税制	創業5年以内の一定の企業を対象とした法人税軽減など創業を支援するための税制改正を行う。	平成27年度税制改正要望を提出

第2回区域会議において提案された事項

	事項名	概要
1	国家戦略住宅整備事業の活用	国家戦略特区による建築基準法の特例(容積率の特例)を活用し, 拠点性の高い地域において, 職住近接型の高質な住宅等の整備を促進することにより, 創業・ビジネスがしやすい生活環境の形成を図る。

国家戦略特区
「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」
の取組みについて

別冊・参考資料

○ 福岡市国家戦略特別区域会議（第2回） 議事次第及び配付資料

総務企画局

福岡市国家戦略特別区域会議（第2回）議事次第

平成26年9月25日（木）
11時00分～11時45分
中央合同庁舎8号館特別大会議室

1. 開会
2. 議事
 - (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
 - (2) その他（追加の規制改革事項など）
3. 閉会

（説明資料）

- | | |
|-----|------------------|
| 資料1 | 福岡市国家戦略特別区域計画（案） |
| 資料2 | 追加の規制改革事項 |
| 資料3 | 福岡市提出資料 |
| 資料4 | 福岡地域戦略推進協議会提出資料 |

（参考資料）

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 参考資料1 | 福岡市国家戦略特別区域会議 出席者名簿 |
| 参考資料2 | 提案募集における福岡市関連の規制改革提案 |
| 参考資料3 | 福岡市国家戦略特別区域計画素案（平成26年6月28日第1回区域会議） |

**福岡市 国家戦略特別区域計画
(案)**

平成26年9月25日

福岡市 国家戦略特別区域会議

1 認定を申請する事項

雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

2 認定を申請する事項の内容

雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【11月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・センター長（1名）は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。
- ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
- ・弁護士による個別訪問指導
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前11時から午後9時までとする。

(注)「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

資料 2

追加規制改革事項等

平成26年9月25日
福岡市 国家戦略特別区域会議

1. 外国人材分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ (H26.6.28 区域計画素案)	外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準(500万円以上)を引き下げ、法令へ記載する等の透明性向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。	【内閣府・法務省】 創業人材等の外国人の受入れを促進するための新たな仕組みや、法令上の措置を講ずる(検討中)。	次期国会

2. 創業分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	法人設立手続きの簡素化・迅速化 (H26.6.28 区域計画素案)	グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続きのワンストップ化や簡素化を検討する。	【内閣府・法務省・厚労省・財務省】 次期国会に法案を提出するため、内閣府・関係各省間で調整中。	次期国会
2	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和 (H26.6.28 福岡市提案)	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務(サービス)」にも拡大する。	【総務省】 実施できる方向で検討する。 但し、「新製品として生産する物品」の随意契約と同様、役務の新規性等につき、透明性、公正性等を担保する手続きが必要。	措置につき年内に結論
3	雇用保険給付の拡大 (H26.6.28 福岡市提案)	会社を退職し、創業準備に専念している者について、一定の条件のもとに雇用保険法に定める労働の意思を有するものとみなして保険給付を行う。	【厚労省】 求職活動と並行して創業準備を行う場合で、公共職業安定所の職業紹介に応じられるときには、求職者給付の支給対象となり得る(H26.7.22 付けの「雇用保険に関する業務取扱要領」の一部改正において明示)。	H26.7.22 措置済

事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途									
4 創業期の企業におけるインターンシップの活用 (H26.6.28 福岡市提案)	<p>企業がインターンシップで取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用できる期間に関する申し合わせ(H26.4.8 改正)を、創業期の企業に限り除外する。</p> <p>※学生情報の使用可能時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動</td> <td>3 学年次 1 2月～</td> <td>3 学年次 3月～</td> </tr> <tr> <td>採用選考活動</td> <td>4 学年次 4月～</td> <td>4 学年次 8月～</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	広報活動	3 学年次 1 2月～	3 学年次 3月～	採用選考活動	4 学年次 4月～	4 学年次 8月～	<p>【文科省、厚労省、経産省】</p> <p>広報活動・採用選考活動時期については、内閣総理大臣等からの経済界に対する要請に基づき、平成 27 年度から国全体で後ろ倒しの取組が行われようとしている。</p> <p>当該申し合わせは、平成 27 年度以降の卒業生・修了予定者を対象に、国全体でこれから取組が行われるものであるため、平成 27 年度以降の実施状況を踏まえ検討を行う。</p>	措置につき年内に結論
	改正前	改正後										
広報活動	3 学年次 1 2月～	3 学年次 3月～										
採用選考活動	4 学年次 4月～	4 学年次 8月～										

3. 観光分野

事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1 出入国手続きの迅速化・円滑化 (H26.6.28 区域計画素案)	M I C E 参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続きの迅速化・円滑化を進める仕組みについて検討する。	日本再興戦略(H26.6.24 閣議決定)にて、入管手続の迅速化につき、可能な措置から実施することとした。	一部措置済、逐次実施

4. 都市再生・まちづくり分野

事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1 航空法高さ制限のエリア単位での緩和 (H26.6.28 区域計画素案)	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限の緩和承認(特例承認)について、計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、一定の地区単位における航空法の高さ制限の緩和承認(高さの事前明示)が得られるように運用の改善を行う。	【国土交通省】 航空法の高さ制限の基準の運用については、航行の安全に支障のない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア全体の目安として速やかに提示した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めることとする。	次期区域会議を目標に措置

5. 税制

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	税制（法人課税など） （H26.6.28 区域計画 素案）	スタートアップに着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。	【内閣府】 平成27年度税制改正要望を提出。	—



資料 3

国内外からチャレンジしたい人と企業が集い、
新しい価値を生み続ける都市



2014年9月25日

福岡市長 高島 宗一郎

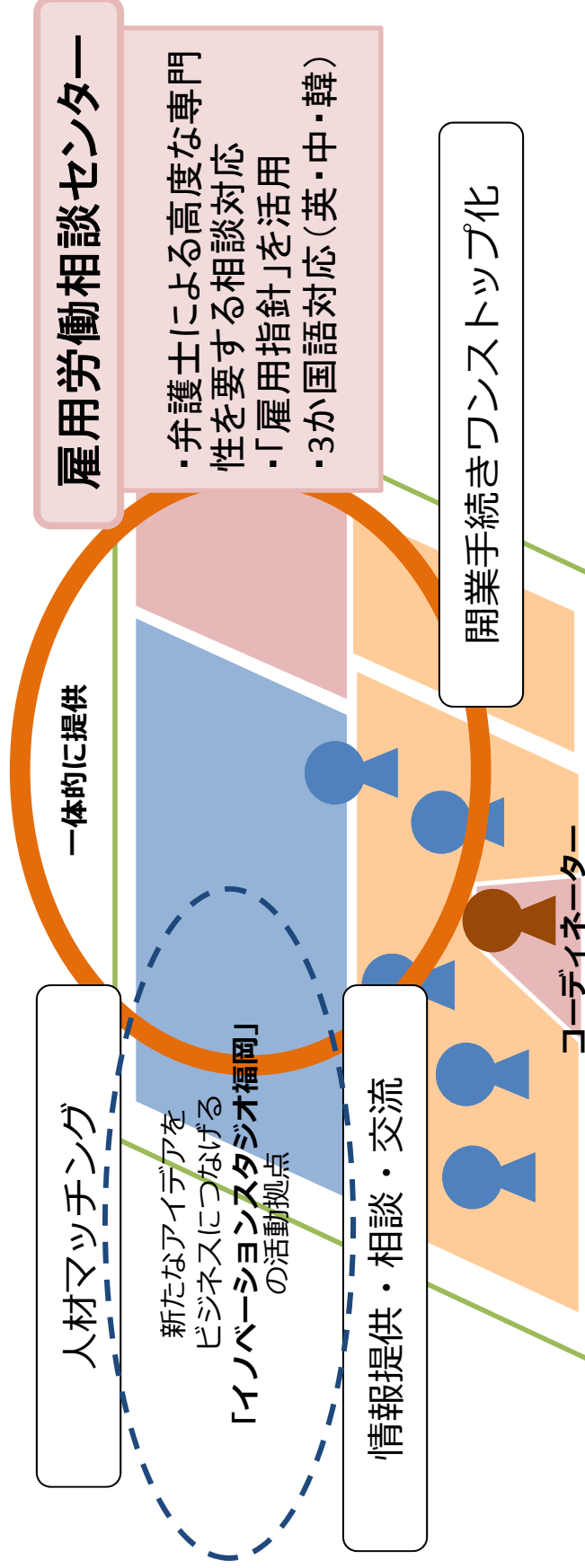


スタートアップカフェ
10月11日(土)にオープン決定!

+

雇用労働相談センター
11月に設置

創業に必要な機能を詰め込んだスタートアップ・コミュニティの交流拠点



【従来の行政の相談窓口のイメージ】

- ・待ち時間が長い
- ・敷居が高い
- ・手続きが煩雑

【福岡市におけるスタートアップ支援の拠点の特徴】

- ・福岡市都心部のカフェを活用して、さまざまな人が気軽に集まり交流できる場を開設
- ・コーディネーターによる各種ネットワークを生かした丁寧な支援

スタートアップカフェ イメージ図



- 場所：TSUTAYA BOOK STORE TENJIN内に開設
（福岡市中心部 西鉄福岡（天神）駅より徒歩5分）
- 時間：年末年始を除く毎日午前10時から午後10時まで
※コーディネーターが常駐

■ 新規ビジネス考察プロジェクト イノベーションスタジオ福岡の概要



◆ クリエイターや学生、留学生といった多様な人材と企業が参加するワークショップ等を通じて、ビジネスアイデアを創出し、新たな製品やサービスを生み出すことにより、スタートアップにつなげていくプロジェクト。

※福岡都市圏の成長戦略を推進する産学官民連携組織「福岡地域戦略推進協議会」が運営。

ビジネスアイデア 創出

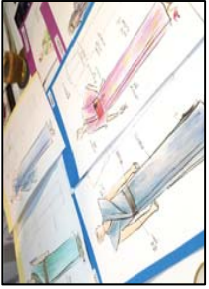
- ワークショップ
- 現地調査
- 関係者ヒアリング



クリエイター、起業家、学生、企業が参加するワークショップの様子。ここから様々なアイデアが生まれる。

アイデアの 磨き上げ

- ワークショップ
- アイデアの試行・試作
- 実証実験と成果の検証・反映



生みだされたアイデアの試作途中。試作と検証・反映を繰り返すことで、アイデアをさらに磨き上げる。

アイデアの ビジネス化

- ビジネス化に向けた最終報告会
- アイデアの成熟度に応じたビジネスマッチング



磨き上げられたアイデアがカタチに。企業等とのマッチングによりスタートアップにつなげていく。

スタートアップ!!

- ★ 創業
- ★ 第二創業
- ★ 共同ビジネス
- ★ 新規
ビジネス開発

国家戦略住宅整備事業(特区メニュー) + 福岡市都心部容積率特例制度(運用改善)

職住近接型の住宅整備やオフィス街の機能更新による、創業やビジネスがしやすい環境の形成

＜今回追加で提案すること＞

住宅に関する施策

【活用する制度】

国家戦略住宅整備事業

国家戦略特別区域法第16条に基づく
職住近接型住宅の容積率の特例措置

【制度概要】

拠点性の高い地域において、住宅の容積率の緩和制度を活用し、職住近接型の高質な住宅等の整備を促進することにより、創業・ビジネスがしやすい生活環境の形成を図る。

＜制度の考え方(例)＞

【対象区域】

都心部、広域拠点、活力創造拠点等

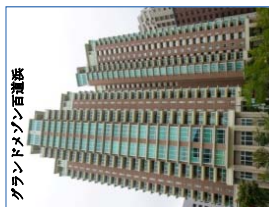
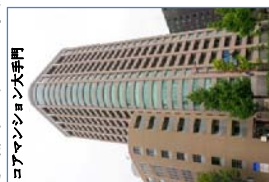
【容積率緩和】

商業地域容積率400%

↓
・高質な住宅を供給
・大規模な敷地で一定の空地を確保

最大800%
例えば容積緩和の上限を既存容積率の2倍程度とした場合

※参考：都市型住宅の事例



＜福岡市でできること＞

オフィス・商業等に関する施策

【活用する制度】

福岡市都心部容積率特例制度

地区計画等を活用し、大幅な容積率緩和を行う市の独自制度

【制度概要】

都心部の機能強化や魅力づくりに資する取組みに応じて容積率緩和を行っており、今回、容積率評価の対象を拡充し、グローバル創業等に資する商業・業務機能の高度化を図る。

【対象区域】

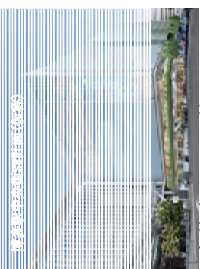
都心部

【容積率緩和対象の拡充】

○これまでの制度活用事例(地区計画制度活用)



容積率800%→約1,140%



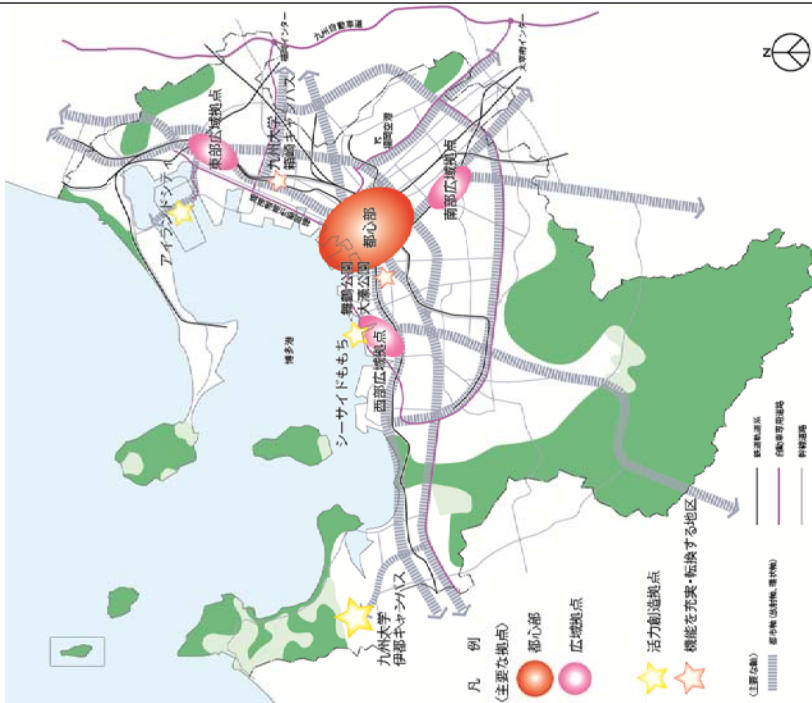
容積率800%→約1,100%



「創業支援機能
(スタートアップ機能等)」
「MICE関連機能
(ハイクラスホテル等)」等

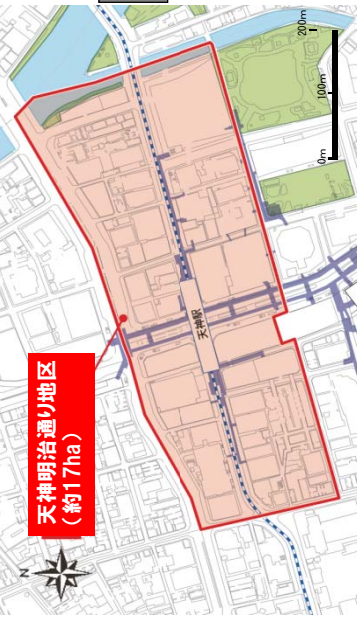
○新たな企業立地などを促す
魅力的な環境づくり4

福岡市の主要な拠点



航空法高さ制限のエリア単位での緩和

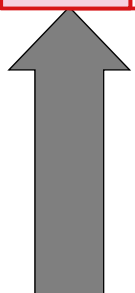
■ 天神明治通り地区のまちづくり



天神明治通り地区
(約17ha)

○ 建替え更新期の到来

下記制度の一体的活用により都心部の機能更新をスピードアップ



○ まちづくりの将来像
「アジアで最も創造的なビジネス街」

国家戦略特区 航空法高さ制限のエリア単位での緩和により、企業立地等を促す魅力的な環境を創出	福岡市容積率特例制度 市独自の容積率特例制度の運用改善により、民間開発の促進	特定都市再生緊急整備地域 特定都市再生緊急整備地域の各種制度活用により、官民連携で国際競争力を強化
---	--	---



国家戦略特区

航空法高さ制限のエリア単位での緩和

- ・ シンボリックな建物建設
- ・ 低層部のゆとりある空間の確保
- ・ 魅力ある街並みの形成など

新たなビジネスや価値を生み出す創造的な場の創出

2014.9.25
福岡市国家戦略特別区域会議 第2回

福岡地域戦略推進協議会の取組み

福岡地域戦略推進協議会
(Fukuoka D.C.)

会長 麻生 泰

Fukuoka D.C.とは

■ 福岡都市圏の成長戦略の策定から推進まで一貫して行う産学官民が連携したシンク&ドゥタンク

設立： 2011年4月

設立趣意

- ①地域経済のグローバル化（国際競争力強化）
- ②産学官民が一体
- ③迅速な戦略の実行（事業組成など）
- ④九州、日本、人類の発展に貢献



ミッション **将来像「東アジアのビジネスハブ」の実現**

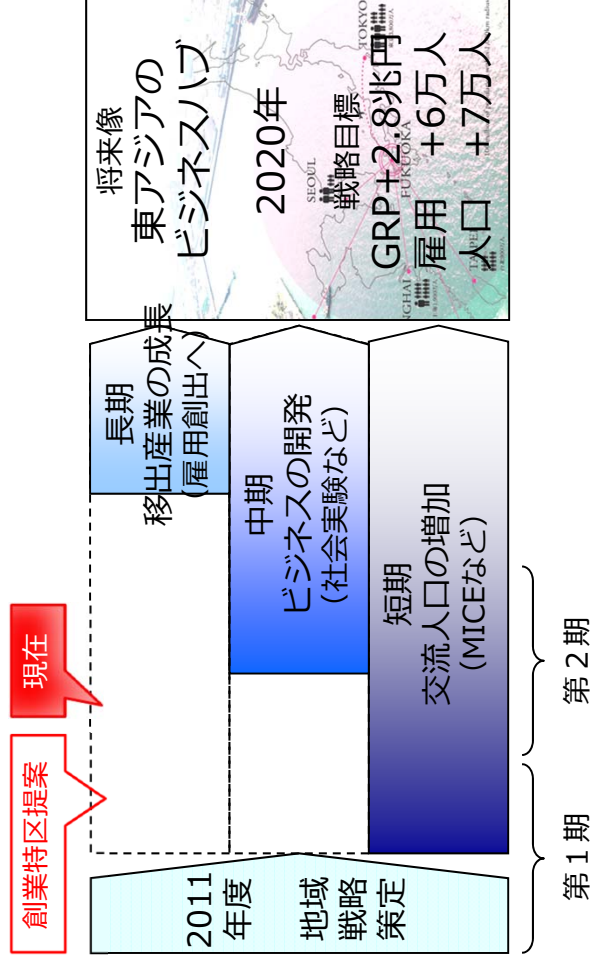
戦略目標 **GRP +2.8兆円、雇用+6万人、人口+7万人 + 国際会議件数+23件（世界50位）（2010年～2020年）**

会員 **正会員 65 特別会員 6 賛助会員 20（合計91）**

■ シンク&ドゥタンクとしての4つの特徴

1. 会員は戦略を実行する**当事者**（事業組成）
2. **域外**の知恵や資本を積極的に誘致・投入
3. **民間活力**の投入と**公共政策**の担保が連動
4. **市民力**を成長の源泉に位置づけ

■ 創業特区に福岡市と共同提案（2013年9月11日）



Fukuoka D.C.の取組み

■ 地域戦略の推進のため、MICEを軸として、テーマごとのプロジェクトを5つの部会にて推進している

食部会
Food Expo in Kyushu
 会場食品関連産業の売上向上、
 販路拡大及び地域経済の振興

観光部会
Meeting Place Fukuoka (特定事業者)
 MICEの誘致受入、企画に特化した
 専門性の高いワンストップ組織
誘致・ビジネスコーディネーター
 戦略的誘致対象催事の誘致体制、
 ビジネスコーディネーター機能構築
広域連携
 都市圏一体のMICE受入体制構築、
 アフターコンベンションモデルの作成

スマートシティ部会
スマートモビリティ
 移動情報分析センターの構築
スマートエネルギー
 再生可能エネルギーを利用した
 まちづくり

人材部会
イノベーションスタジオ福岡
 市民発のイノベーション創出
 (★次ページ)
市民の他言語能力継続向上
 女性・留学生の他言語対応力
 強化

都市再生部会
都心再生戦略
 都心の将来像と工程表、政策反映
ウォーターフロント地区再整備
 都心ウォーターフロント再整備
 (★次ページ)
水辺活性化
 拠点を繋ぐ水辺空間の活性化
シティーセールス
 国際競争力強化に向けた営業活動
福岡市総合交通戦略協議会
 公共交通幹線軸、
 モビリティマネジメント



創業特区での活動

■ 創業特区を活用したプロジェクトを推進中

イノベーションスタジオ福岡 (ソフト事業)

イノベーションの誘発やビジネスアイデアの創出により、新たな製品やサービスを生み出す事業を運営

運営：福岡県、福岡市、九州大学、産学連携機構九州

参画：NTTコミュニケーションズ、花王、コクヨ・フアンチャー、正興電機製作所、西日本鉄道、味の素

- 地域の抱える課題をイノベーションの機会に転換
- 公募で集まった市民40名との協働
- スタートアップカフェが活動拠点（予定）



都心再生戦略の推進 (ハード事業)

イノベーション経済のエンジンとなる都心を段階的につくる街づくりに着手

部会長：福岡経済同友会副代表幹事 橋田紘一
副部会長：九電工、西日本鉄道、JR九州

- イノベーション・アンカーの検討 (天神、博多、WF)
- 福岡市のウォーターフロント再整備の取組み：
成果：市所管部署の設置、臨港地区分区分区条例改正、再整備の方向性決定、MICE関連施設整備方針（検討中）



事業組成の仕組み

福岡地域戦略推進協議会 第2期事業方針

- ① 事業化、② 広域展開、③ 法人化検討

参考資料 1

福岡市国家戦略特別区域会議 出席者名簿

石 破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

高島 宗一郎 福岡市長

麻 生 泰 福岡地域戦略推進協議会会長

平 将 明 内閣府副大臣

西 村 康 稔 内閣府副大臣

原 英 史 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

提案募集における福岡市関連の規制改革提案

追加の規制改革事項について、7月18日から8月29日まで提案募集を行ったところ、実施場所を福岡市とした主な提案のあった規制改革事項は、以下のとおり。

※ 非公表の希望があったものを除く。

1 外国人材分野

【 】内は提案者

提案内容	規制改革の概要
外国法事務弁護士による外国法に関する法律事務の提供拡大【外国法事務弁護士協会、在日米国商工会議所】	<ul style="list-style-type: none"> ・外国法事務弁護士の登録に必要な3年間の実務経験に加算できる日本国内での法に関する労務の提供期間について、上限の1年間を引き上げる。 ・弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱業務とする法人制度の導入

2 創業分野

提案内容	規制改革の概要
外国人起業促進のための在留資格の拡充【一般社団法人新経済連盟】	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人による起業促進のため、新たな在留資格として「起業」を設ける。 ・在留資格申請時に必要な提出書類を少なくする等、手続きを簡素化する。

3 その他

提案内容	規制改革の概要
シェアリングエコノミーサービスに対する規制緩和【スタートアップサポーターズ協議会】	個人間のカーシェアリングを可能とする道路運送法の特例やレンタカー業に係る登録免許税の軽減と、ネットによるそれらの仲介を可能とする体制整備（相談窓口の設置等）を図る。

**福岡市 国家戦略特別区域計画
(素案)**

平成26年6月28日

福岡市 国家戦略特別区域会議

I. 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

1. 都市再生・まちづくり分野

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

- ① 国家戦略特区法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。
【公安委員会との合意を経た上で、今秋を目途に実施】
 - i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
 - ・ 天神 15 号線(新天地メルヘン広場)、天神 1577 号線(パサージュ広場)、上川端 322・326・327 号線(川端商店街)
 - ii) We Love天神協議会
 - ・ 天神 18 号線(きらめき通り)
 - iii) 博多まちづくり推進協議会
 - ・ 博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)、博多停車場線(大博通り)、博多駅山王線(筑紫口中央通り)
 - iv) 御供所まちづくり協議会
 - ・ 博多駅前 10 号線(承天寺通り)

※ その他、旅館業法の特例(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)の活用などについても、早急に検討を行う。

Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、「区域方針」(平成26年5月1日内閣総理大臣決定)に定められた「政策課題」に基づく、以下の具体的数値目標等も設定しつつ、次回の区域会議までに精査・検討する。

○ 起業等スタートアップに対する支援による開業率の向上

	(平成 24 年度)	(平成 30 年度)
・ 開業率:	6.2%	→ 13.0%
・ 年間新規雇用者数:	147,908 人	→ 200,000 人
・ 成長分野・本社機能の進出企業数:	43 社/年	→ 55 社/年
	(23~25 年度平均)	

○ MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

	(平成 24 年度)	(平成 30 年度)
・ 国際コンベンション開催件数	252 件/年	→ 300 件/年
・ 展示会への参加者数	805,325 人/年度	→ 1,000,000 人/年度

Ⅳ. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

(1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を設置する。【今秋を目途に速やかに実施】

また、本センターは、福岡市による起業促進のためのワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」(注)と一体的に運営する。【同上】

(注)「スタートアップカフェ」

- ・ スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

※ その他、上記「検討方針」に掲げられた「外国医師の診察解禁」や「古民家等の歴史的建築物の活用」などの全国規模での規制改革事項についても、積極的に活用し、関連事業を速やかに開始する。

2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、福岡市国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

(1) 外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ

- 外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準(500万円以上)を引き下げ、法令への記載等の透明性の向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。

(2) 法人設立手続の簡素化・迅速化

- グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続のワンストップ化や簡素化を検討する。

(3) 出入国手続の迅速化・円滑化

- MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みについて検討する。

(4) 航空法高さ制限のエリア単位での緩和

- エリア単位で計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、民間ビルの建て替えを促進し、より質の高いまちづくりを推進するため、建物ごとの個別審査により行われている航空法に基づく高さ制限の緩和承認を、一定のエリア単位で行うことを検討する。

(5) 税制(法人税など)

- スタートアップに着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。